

公害紛争の処理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第九号

公害紛争の処理に関する条例の一部を改正する条例

公害紛争の処理に関する条例（昭和四十五年広島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請については、同表により算出した額から当該調停の申請又は当該調停の継続への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。